

世田谷区ひとり親世帯家賃低廉化補助事業対象住宅
入居資格確認シート

本確認シートは、世田谷区ひとり親世帯家賃低廉化補助事業対象住宅への入居相談・申込みを希望される方を対象に、入居要件である①ひとり親世帯であること、②所得金額（世帯の月収額）が21万4千円以下（多子世帯の場合は25万9千円以下）であること等を事前確認するために使用するものです。

入居には、別途不動産店による審査・選考がありますので、本確認シートによる確認を受けたことで、対象住宅への入居が約束されるものではありません。

確認依頼日	年 月 日
-------	-------

1. 確認依頼者（世帯主）

現住所	〒 世田谷区		
氏名			
電話番号（※）		区内居住年数	年以上

※携帯電話など日中連絡のとれる番号を記入してください。

2. 入居資格の確認（ア～オのうち、あてはまるものに○をしてください。）

	入居資格項目
ア	配偶者と婚姻（内縁関係を含む）を解消した。
イ	配偶者が死亡した。
ウ	配偶者の生死が明らかでない。
エ	DV（配偶者からの暴力）で裁判所からの保護命令が出された。
オ	婚姻せず子どもを出産し又は養育をしている。（事実婚の場合を除く。）

3. 入居しようとする世帯の構成

フリガナ氏名	続柄	生年月日 （満年齢）	職業	年 収 額 (円)		現在働いている 勤務先又は事業所
				総 収 入	所 得	
	世帯主	昭 年 月 日 平 . . 令 (歳)				所在地 名称 勤務開始日 年 月 日
		昭 年 月 日 平 . . 令 (歳)				所在地 名称 勤務開始日 年 月 日
		昭 年 月 日 平 . . 令 (歳)				所在地 名称 勤務開始日 年 月 日
		昭 年 月 日 平 . . 令 (歳)				所在地 名称 勤務開始日 年 月 日
計	名		所得合計 (A)			

4. 同居しない扶養親族（遠隔地扶養）

入居者の所得税法上の扶養にあり、かつ同居をしない方がいる場合は記入してください。

※会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

同居しない扶養親族	続柄	生年月日 (満年齢)	職業	住所

5. あなたの世帯で控除を受ける人がいる場合には、次に記入してください。

氏名	老人扶養親族	特定扶養親族	障害者又は 特別障害者	寡婦	ひとり親

6. 所得から控除する額

控除の種類		控除額（円）
同居者・扶養親族	38万円×()人	
老人扶養親族	10万円×()人	
特定扶養親族	25万円×()人	
障害者	障害者 27万円×()人 特別障害者 40万円×()人	
寡婦	所得27万円以上の方は27万円 所得27万円未満の方はその額	
ひとり親	所得35万円以上の方は35万円 所得35万円未満の方はその額	
控除額の合計 (B)		
世帯の所得月額	(A) - (B)	÷ 12 =

7. その他確認事項 ※以下の項目全てにあてはまる必要があります。

	確認項目	チェック欄
1	生活保護法に規定する住宅扶助費や生活困窮者自立支援法に規定する住居確保給付金、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する住宅支援給付を受給していない。	<input type="checkbox"/>
2	入居しようとするものに暴力団関係者（暴力団員等）はいない。	<input type="checkbox"/>
3	住宅を所有していない。	<input type="checkbox"/>

この確認シートに記載した内容は事実と相違ありません。

本人記入欄	署名
-------	----

《注意事項》

入居する住宅が決まった場合は、不動産店に所得等の証明書類を提出していただき、あらためて入居者資格の本審査を受けていただきます。本審査が入居資格確認シート提出日の翌年以降になった場合や、本審査までの間に転職や休職があった場合などは、あらためて本審査時点における所得審査対象期間および就労状況に応じて算出した所得で審査を行います。

世田谷区記入欄	【確認日】 年 月 日	【確認結果】 資格要件を 満たしている ・ 満たしていない	NO.